

市川市道路反射鏡設置基準

（目的）

第1条 この基準は、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において「カーブミラー」とは、道路の附属物として、屈曲部、屈折部又は交差点において、車両が周囲の建物の存在等により死角が生じる方向の他の車両又は歩行者を確認するための鏡であって、市が設置し、又は管理するものをいう。

（設置基準）

第3条 カーブミラーは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市が道路の見通し、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において設置することができる。

- (1) 市道（市が管理する認定外公道を含む。以下同じ。）の屈曲部又は屈折部において、前方の見通しが悪い箇所
- (2) 市道と市道その他の公道との交差点において、左右又は片方の見通しが悪い箇所
- (3) 市道と私道（その両端が公道に接し、かつ、一般交通の用に供され、通過車両があるものに限る。）との交差点において、左右又は片方の見通しが悪い箇所

2 カーブミラーは、前項各号に該当する箇所であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、設置しないものとする。

- (1) カーブミラーを設置しても必要な見通し距離と十分な視界が確保できない場合
- (2) 物理的にカーブミラーの設置が困難な場合
- (3) 障害物等により一時的に見通しが悪くなっている場合
- (4) 交差する2以上の道路が主道路、従道路として交通の優先、非優先の区別が明確である交差点において、主道路から従道路方向を確認するためのものである場合
- (5) 私有地の出入口又は私道（その両端が公道に接し、かつ、一般交通の用に供され、通過車両があるものを除く。）から公道の方向を確認するためのものである場合
- (6) 主として歩行者及び自転車を確認するためのものである場合
- (7) カーブミラーの設置以外の安全対策を実施することが適切である場合

(設置位置)

第4条 カーブミラーの設置位置は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 原則として公道上であること。ただし、道路の幅員、構造等の事由により公道上に設置できない場合は、当該公道に隣接する土地の所有者又は管理者の承諾を得て無償で利用できる場所に設置することができる。
- (2) 道路形状等の土地条件を考慮し、交通の安全上、必要な見通し距離と十分な視界の確保が可能であって、その設置効果が十分に得られる場所であること。
- (3) 歩行者、車両の通行等の妨げとならない場所であること。
- (4) 隣接する土地、建物等の利用の妨げとならない場所であること。

(設置及び管理)

第5条 市は、第3条及び第4条の規定に該当する場合には、カーブミラーを設置し、管理するものとする。ただし、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年条例第35号）の適用を受ける宅地開発事業においては、同条例第20条の規定によるものとする。

- 2 市以外の者が設置したカーブミラーであって、現に公共の用に供され、かつ、市が管理することが合理的であると認められるものについては、市がその管理を行うことができる。
- 3 市は、カーブミラーの管理番号、設置箇所、設置年月日、構造その他管理に必要な事項を記録した台帳を整備し、保存するものとする。

(撤去等)

第6条 宅地開発事業の施行、住宅等の建築、駐車場の設置等に伴い、カーブミラーの撤去又は移設を希望する者は、市と協議のうえ、市の承認を得て、当該撤去又は移設を希望する者の費用負担により撤去又は移設を行うことができる。ただし、市が特別の理由があると認める場合は、市が撤去又は移設を行うものとする。

- 2 前項の規定による場合を除き、市は、道路環境の変化等により、設置したカーブミラーが第3条及び第4条の規定に該当しなくなつたと認めるときは、当該カーブミラーを撤去するものとする。

附 則

この基準は、令和2年2月14日から施行する。